

pedantic にも . . .

知財よもやま話 第8話

梶山 敬士

1. いきなりペダンティックⁱですが、アメリカ最高裁のホームズ判事ⁱⁱの判決文を引用します。サーカスのポスターのリトグラフに関する事件です (Bleistein v. Donaldson Lithographing Co., 188 U.S. 239 (1903))。

It would be a dangerous undertaking for persons trained only to the law to constitute themselves final judges of the worth of pictorial illustrations, outside of the narrowest and most obvious limits. At the one extreme, some works of genius would be sure to miss appreciation. Their very novelty would make them repulsive until the public had learned the new language in which their author spoke. It may be more than doubted, for instance, whether the etchings of Goya or the paintings of Manet would have been sure of protection when seen for the first time. At the other end, copyright would be denied to pictures which appealed to a public less educated than the judge. Yet if they command the interest of any public, they have a commercial value,-it would be bold to say that they have not an aesthetic and educational value,- and the taste of any public is not to be treated with contempt.

かなり気取った文章ですね。英語のあまり得意でない方もいらっしゃるでしょうから、僭越ながら訳出してみます。

「法律の訓練しか受けていない者が、その最も狭く最も明瞭な限界を超えて、絵画描写の価値の最終判定者となることは危険な企てであろう。一方の端において、天才の作品が評価を得られないことが確かにありうる。著者が語る際の新しい言語を大衆が理解するまで、その新しさ自体が作品に対する反発を抱かせるだろう。例えば、ゴヤのエッチングやマネの絵画がはじめて世に出たとき、確実に保護に値するとされたか、もとより疑わしい。他端において、裁判官よりも教育を受けていない大衆にアピールする絵画に著作権が否定されるかもしれない。しかし、作品が大衆に興味を起させるなら商業的価値を持つのであり、それらが美的ないし教育的価値を持たないと言うのは横暴である。大衆の嗜好は蔑視されるべきではない。」

ホームズ判事の学識は、ホームズーラスキ往復書簡集（鵜飼信成訳岩波現代新書。ホームズが75歳、ラスキⁱⁱⁱが23歳のときから20年に及ぶ）などから容易に知られるところで、決してペダンティックとは言えないでしょう。その学識者が、法律家は芸術的価値の最終判定者になれないと述べているのです。

2. ホームズ判事が絵画について「新しい言語」という言い方をしている点にまず注目したいと思います。Pink Floyd^{iv}が登場したとき、ミュージックライフとかの音楽雑誌では「早く登場し過ぎた」といった解説がされていました。主にビートルズとかストーンズとかのオーソドックス？な音楽を聞いていた私などは当初Pink Floydの曲がピンとこなかったのですが、そんなものかと思ったものですが、しばらくすると確かに耳に馴染んできたものです。山上たつひこの「がきデカ」が登場した時にもこうした感覚を覚えたものです。三木清流に言えば、我々の感性は制度＝慣習（convention）によって規定されるので、このconventionを外れた表現は当初大衆には容易に理解されません。しかし、そのうちにその「新しい言語」に馴染んでくると意義が評価されるようになる、ということです。音楽であれ、絵画であれ、そのようなconventionを「言語」と書いたところがホームズ判事の学識のなせる業という気がします。

3. さて、著作権法は文化を促進するという目的をもっています。したがって、著作権法を扱う法律家としては、文化に対する一定の理解が要請されていると思われまます。例えば、著作権保護や侵害判断の際「創作性」という用語（概念）が使われます。これが審美的価値そのもののことをいうのだとすれば、確かにホームズ判事がいうように、通常その専門家ではない法律家はその判定者になることは適切ではないということになります。しかし、法律上の創作性は審美的価値の判断と無縁でしょうか。例えば創作性は個性と言い換えられましたが、その個性なるものは作者個人の性格一般の話ではなく、当該作品に表された限りでの作品としての個性であり、その作品を他の作品と区別しうる「何らかの価値」に注目することになると思います。そしてその「何らかの価値」の存否・程度を正當に判断するには、当該作品の属する分野、ジャンルにおいて（例えば、言語、音楽、絵画といった分野。より細かくは、例えば音楽でもクラシック、ポップス、演歌といったジャンル）どのような作品があるのか、どのようなヴァリエーションがあるのか、といった相場観が必要になってくると思われます。そうでないと、その関係者等の感覚からずれた判断になるでしょう。

このように考えると、法律家は審美的価値そのものの判断者にふさわしくないというのは真実だとしても、審美的価値と無関係ではない「何らかの価値」にはできる限り馴染んでいた方が良く、ということになるだろうと思います。こういうのを逆説（paradox）というのでしょうか。ホームズ判事のことばは、自らの学識に対する（やや嫌味な）韜晦のようにも聞こえてきます。

4. 自社製品の宣伝のためのマスコットキャラクターを作るとして、デザイナーが描いたサンプルを持って来られたことがありました。SDガンダム^vに似ていないか、という点が問題となり、その辺りに基礎知識のない私にはそれほど似てるようには見えませんでした。知識不足を補うべく若い人を中心に意見を聞いてみました。ある年齢層では似ているとする人が多く、中でもガンダムファンの方は「完全なパクリだ」と言いました。結局そのサンプルは不採用となったのですが、考えてみると難しい問題をはらんでいると思

ました。つまり、年代によって「言語」が違うということです。一審ではアウトだけれど、高裁、最高裁ならセーフになるかもしれないね、などと冗談を交わしたものです。

5. 事務所のボス（故原田一英先生、3期）は民弁教官のころ、教え子に法律の本を1冊読んだら数冊は他の分野の本を読み、と奨めていたと話しておられました。先生自身は（ポルノ文学も含め）法律の本を1冊読んだら数十冊の法律以外の本を読んでおられたように思います。私もそのようにしてきました。私にとって法律の本は面白くなく、法律以外の分野で法律より面白くないのは会計税務くらいしかないと考えていますので、特に努力して法律以外の本を読んでいるわけではありませんが、色んな本を読むことは確かに仕事の上においても役に立つと思うことはあります。なぜ、どのように、と突っ込まれると答えに窮するのですが、なるべく多数の「言語」を持つことが身を助けることもある、ということでしょうか。そうなら、ペダントリーも無駄ではないといえるでしょう。

事のついでに一例をあげると、麻雀仲間だった故鈴木秀男先生（23期）から質問を受けたことがありました。高校生の息子を持つお母さんが、息子の机の上に”Don't be cruel!”と書いたメモを見つけて、どういう意味か心配になって相談に来られた、ということでした。それは、プレスリー^{vi}の邦題「冷たくしないで」という曲名だから心配しなくていいんじゃない、と話したら、大層感謝されました。

注は事務局による。

i pedantic = 学者ぶった、学術的な

ii オリバー・ウェンデル・ホームズ・ジュニア判事（Oliver Wendell Holmes, Jr. ; 1841年3月8日-1935年3月6日）米国最高裁判所判事として著名な法律家。表現の自由が問題となった1919年の *Schenck v. United States* における「明白かつ現在の危険」（"clear and present danger"）の判断基準を採用した意見が有名である。

iii ハロルド・ジョセフ・ラスキ（Harold Joseph Laski, 1893年6月30日-1950年3月24日）は、多元的国家論を唱えた英国の政治学者。<https://ja.wikipedia.org/wiki/ラスキ>

iv 1965年に結成され現在まで全世界で活動するイギリスのロックバンド
<http://www.pinkfloyd.com/index.php>

v SDガンダム（エスディーガンダム、*Super Deformed Gundam*）は、アニメ作品『機動戦士ガンダム』に端を発するガンダムシリーズに登場したメカや人物などを、頭が大きく手足が短い低頭身で表現したキャラクター、およびそれを用いた作品群の総称である。
<https://ja.wikipedia.org/wiki/SDガンダム>

vi Elvis Presley (1935-1977) アメリカのポップ音楽業界の第一線に君臨し「キング・オブ・ロックンロール」と称された。